

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	楊 慧 京
論文題目	近世漢字字体研究		
(論文内容の要旨) 本学位申請論文(以下、本論文)は、近世日本における漢字字体について、貝原益軒の『千字類合』の標目字の字体選択と益軒の文字観、さらにその関連資料からみた字体認識のあり方と字体認識の位相(第四章)、行智による朝鮮の『類合』写本にみられる標目字の書体選択のあり方(第五章、第六章)から、当時の漢字字体の規範形成を中心に総合的に考察したものである。序論として第一章から第三章までの問題設定と先行研究の整理、終論としてこれまでの結論を概括した第七章からなる。 序論 第一章「問題の所在」では、研究の前提となる問題設定を行っている。近世日本における漢字学習の特質として、漢字入門書を通じた「字体の身体化」という現象を提起した。学習者が視覚的記憶と書写の反復を通じて字体を内面化していく過程があるとしている。この学習過程で定着した字体認識は言語生活において実質的な社会通用の字体規範として機能し得ることを指摘している。 第二章「中国漢字史における字体研究」では、中国での漢字字体研究の先行研究を概観している。用語として「字体」や「字形」の定義は研究者間で統一されていないとし、中国の研究者は「字体」を漢字の視覚的形態、「字形」を構造的特徴として使い分ける傾向にあるものの、両者の明確な区別は未だ確立されていないとしている。 第三章「日本文字史における漢字字体研究」では、日本における漢字字体研究の先行研究を概観している。日本においても研究者間で「字体」や「字形」などの基本概念の定義が統一されておらず、漢字という文字がもつ構造と、書記行為、読解行為における文字の認識という部分はなお課題が残ることが示されている。 本論 第四章「貝原益軒の文字観」では、貝原益軒の『千字類合』(元禄5年序)を主たる考察対象とし、その編纂における益軒の字体規範と漢字教育に即した文字観について検討を行った。益軒は朝鮮の『類合』をもとに日本版を編纂する際、単に中国字書の規範に従うのではなく、実用性を重視して俗字を採用するなど、独自の判断基準を持っていたことを指摘し、この事例は近世における漢字字体の「正俗」観念を考える上で示唆的であるとしている。また、同章後半部では、益軒の著述と貝原好古の『和爾雅』(元禄元年成立、同7年刊)から、当時の漢字字体として「正俗」の二元的なとらえ方以外に、益軒は和製漢字を容認する態度をとっていることが観察されるとともに、彼の『和俗童子訓』(宝永7年刊)			

の記述から正しい字体認識のためには楷書をもって規範字体とすべきと考えていたことが示されている。

第五章「行智『類合』における漢字の「書体」から「字体」へ」では、修験者・行智による3種の『類合』写本の異同を調査し、その書体選択の特徴を分析している。行智は中国字書の規範から離れ、当時流行していた唐様書法や輸入法帖の影響を受けた独自の書体を選択していることを指摘して、この事例は、書体が字体の規範として機能する日本独特の文字観を示すものであるとしている。

第六章「日本現存『類合』及び関連資料の考察」では、日本に現存する『類合』諸本の書誌情報を一覧し、その伝来と受容の過程を考察している。第五章では行智関連諸本の対校を通じて、東京国立博物館本が行智手沢本であり、東洋文庫本が浄書本であることを、標目字の書体選択から明らかにしており、それに基づいた諸本整理である。結果として『類合』は17世紀末までには日本に伝来し、貝原益軒によって改編された後、200年以上にわたって使用されており、また、朝鮮人居住地域での漢字の使用実態や、幕末の国語学者による研究利用など、多様な受容が行われていることを指摘している。

終論

第七章「結び」では、本研究を通じて明らかになった結論を3点にまとめて概括している。第一に、近世日本には中国のような強力な字体規範が存在しなかった点で、中国では科举制度を通じた政府による文字統制や字書による規範が存在したのに対し、日本にはそのような強力な規範付けの仕組みがなかった。第二に、漢字の受容層が多様であるという点で、貝原益軒の著作に見られるように、想定読者は特定の身分に限定されず、「識字」のレベルによって区分される傾向が認められる。第三に、日本の漢字字体研究においては書道史の観点からの考察が重要であり、行智の『類合』写本に見られるように書体が字体の決定に影響を与えることがあることから、書体と字体の双方の研究が必要である。以上のように概括している。なお、附論として「漢字規範の歴史的展開—中国の事例」では、中国における漢字規範の歴史を概説している。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文(以下、本論文)は、漢字の字体規範が希薄とされる近世日本において、社会階層に応じた字体選択によって規範が生じる場合(第四章)と、字書の標目字に能書家の書体を採用することで、書体から字体として機能する場合(第五章、第六章)とを記述し、あわせて関連資料の諸本系統を明らかにした論である。特に、日本漢字字体の規範が生成される様相を文字論及び広義の表記論の両面から考察し、近世日本の漢字字体規範には多様な位相が存在することを明らかにした点は、高く評価される。

序論は三章からなる。その中で、申請者は、漢字習得の場において、学習者が識字教科書の字形を反復書写する過程で、漢字の同定能力を獲得し、歴史的・社会的に共有された字形として字体認識が形成されるとし、これを「字体の身体化」と称している。申請者は静態的で規制力がある識字教科書や字書の字体規範と、個人が言語生活の中で動態的に形成される字体規範の二層を設定している。この提案は、書かれた具体的な字形がもっている類型的な様式としての書体と、それらを抽象化した観念的な字体とが「字体の身体化」にあっては区別されない可能性を示唆するものであり、新たな視点を提示するものである。

本論は三章からなる。まず第四章では、15世紀から朝鮮半島で用いられた幼学書『類合』をもとに、貝原益軒が著した『千字類合』(元禄5年序)を主たる考察対象として、その改編と編述における益軒の字体規範と漢字教育観について検討している。申請者は、『類合』諸本のうち旧本系統の現存最古本とされる大東急記念文庫本と、『千字類合』の標目漢字1516字を比較し、そのうち字種や字体の差異が認められるものが282字あることを指摘している。さらに益軒の「家蔵書目録」と『玩古目録』等の日記記事から、当時参照し得たとみられる『字彙』『説文解字』『字考』と照合し、統計的に『字彙』が主な依拠資料であることを明らかにしている。この中で朝鮮の『類合』の字体はほとんどが正字に改められているが、初学者が学習しやすい字体としては俗字も用いている点を指摘し、彼が「民生日用の文字」と称する実用性を重視した文字観を有していると述べる。益軒が日朝の漢字字体の相違を認識した上で、当時の日本社会に即した字体選択をしていることを明らかにした点は高く評価できる。

さらに申請者は、益軒の字体意識について『続和漢名数』(元禄8年刊)『大和本草』(宝永6年刊)と、貝原好古の『和爾雅』(元禄元年成立、同7年刊)の「鰯・糒・粃・鱈・櫛」等の国字に対する注文の比較や、『和漢名数』(延宝9年刊)『書札口訣』(元禄12年刊)の記述から、益軒が概ね中国の漢字字体の規範を重視していることを確認した上で、彼は誤った字体認識を正す必要性を説き、字体認識の混乱は学習すべき書体の選択に要因があるとして、最晩年の『和俗童子訓』(宝永7年刊)

「巻四、手習法」では、字体認識と書体の関係性に着目し、楷書を優先すべきことを提唱していると指摘している。しかし、近世期の和様書道の代表である「御家流」の行草書が庶民の教育用書体として広く普及していたため、皮肉なことに「民生日用のための」の楷書先習の提案は有効ではなかったことが指摘されている。この一連の考察によって、近世期の字体規範の形成について新たな観点が提示されており、今後の発展が期待される。

第五章では、近世後期の修験者・行智による3種の『類合』写本（東京国立博物館本、東洋文庫本、東京大学文学部国語研究室蔵松澤本）の写本間の標目漢字の字体を対校している。この中で申請者は東博本と松澤本の字体が完全に一致することから、奥書から東博本が行智真筆の手沢本で、松澤本はその写しであるとし、料紙その他から東洋文庫本は浄書本としている（第六章）。ところが、東洋文庫本には『字彙』『正字通』『康熙字典』や『宋元以来俗字譜』などの他、「漢字字体規範史データセット」には見られない字体が13字あり、これらが趙孟頫らの晋唐古風の書体に合致し、それら以外の標目字も同様であることを指摘している。近世中後期の『商舶載来書目』記載の中国から輸入された集帖・法帖に影響を受けたとしている。これは書体選択が字体規範の形成に寄与する例と考えられ、前章の貝原益軒と対照的に、漢字の美的価値において標目漢字の選択基準があることを示しており、書体から字体へという具体的な実例が示された画期的な論である。

第七章ではこれまでの考察を振り返って概括し、多様にみえる近世漢字字体は多層文字文化の集積によるものであることが示される。従来の字体研究成果に書体や書風の観点を含めることで、本研究分野の記述がさらに深化すると考えられる。

以上、近世漢字字体の規範形成を、朝鮮資料である『類合』の受容を追跡することで解き明かす本論文は、斬新な発想によって、多くの新知見を提供する研究であると評価できる。用語の定位をめぐる先行研究の整理（第二章、第三章）にはやや課題を残すものの、今後のさらなる研究の発展が期待される。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和7年2月4日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当面の間当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。